

第 2 章

現状と課題

ここでは、本市における文化をとりまく現状と課題について整理します。

- ① 社会の変化
- ② 旧計画期間における本市の取組
- ③ 本市の文化行政の課題

1 社会の変化

日本全体の動き

社会全体に関するもの

1920年の国勢調査開始以来、日本の人口は増加を続けてきましたが、少子化・高齢化の影響から2008年から減少に転じました。また、東日本大震災や熊本地震、豪雨災害などの自然環境も含め、社会情勢は大きく変化しています。

そのほか、インターネットをはじめとする情報通信技術や交通手段の発達などにより、働き方や仕事、生活のあり方が大きく変わりつつあります。



文化・芸術に関するもの

第2次世界大戦後、戦時中の文化政策への反省から、文化は政治や社会から距離を置き、教育の中で平和や心の豊かさを実現するものとして奨励されてきました。その後、高度成長期に、経済偏重の社会から人間性を回復する手段としての文化が位置付けられるようになり、2001年、文化行政の方針がはじめて文化芸術振興基本法（現：文化芸術基本法）として示されます。

また、2011年に閣議決定された「文化芸術の振興に関する基本的な方針（第3次）」以降、これまで個人の心の豊かさに関心が当てられていた戦後の文化に対する考え方が、社会包摂という社会のために文化を活かしていくという大きな方向性に変容し、以降、文化芸術立国を目指した様々な法律の制定、改正が続いています。

近年の文化・芸術をめぐる法改正

✔ 文化芸術基本法（平成13年12月施行、平成29年6月改正）

日本の法律としてはじめて「文化芸術を創造し、享受することが人々の生まれながらの権利」であると、文化権が明文化された。改正時には、表現の自由の重要性を含むその保障が強化されるとともに、文化芸術によって、政策分野横断的に様々な社会課題を解決する方向性や、地方文化芸術推進基本計画策定の努力義務が追加されました。

✔ 劇場音楽堂等の活性化に関する法律（平成24年6月施行）

文化芸術基本法の基本理念に基づき、貸館中心の劇場、音楽堂等の運営における実演芸術の水準向上などの活性化について、劇場、音楽堂等の事業、関係者、国、地方公共団体の役割などについて定めています。

✔ 障害者による文化芸術活動の推進に関する法律（平成30年6月施行）

文化芸術基本法の基本理念に基づき、障がいの有無にかかわらず、文化芸術の鑑賞、参加、創造することができる環境の整備、障害者による芸術上価値が高い作品等の創造への支援、地域における障害者の作品の発表や交流の促進等に関して、国や地方公共団体の責務を定めています。

✔ 文化財保護法（平成31年4月施行）

過疎化・少子高齢化などを背景とした文化財の滅失や散逸等といった課題に対し、未指定を含めた文化財をまちづくりに活かしながら、その継承に取り組むための国の支援等について定められています。

✔ 博物館法（令和元年6月改正）・地方教育行政の組織及び運営に関する法律（令和元年6月改正）

「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」に基づき、これまで教育委員会の専管事項となっていた登録博物館や、文化財保護事務について、地方公共団体の長も担当できるように定められました。

佐世保における動き

社会全体に関するもの

本市は、九州の最西端、長崎県の北部に位置し、温暖な気候とリアス式海岸や大小の島々が織りなす自然景観「九十九島」に囲まれた約25万人の人々が暮らす都市です。

平成29年に市制施行115周年を迎えた本市は平成の間に、平成22年3月の旧江迎町、旧鹿町町を含む周辺6町との合併を経て、市域がほぼ倍の426.06km²となりました。

また、平成28年4月には中核市へ移行し、基礎自治体としての機能を強化するとともに、平成31年4月には、行政区域の枠を超え様々な分野での連携をもって圏域全体の維持・活性化を図る「西九州させば広域都市圏」の中心市としての役割を担うこととなりました。

平成29年には、「佐世保市公共施設適正配置・保全基本計画」を策定し、老朽化した施設の建て替えや長寿命化について取組を進めています。

近年のこれらの動きは、少子化、高齢化に伴う人口減少に呼応するもので、「今ある資源を効果的に活用し、人口減少下においても豊かな暮らしを維持・発展させる」という大きな社会の流れにあることがわかります。

文化・芸術に関するもの

約4万年前から人が住みはじめ、明治時代に軍港として見いだされてから急激な人口増加を経験した本市の文化は、先史時代の洞窟遺跡群（数と内容で日本一）と、明治以降、海軍がもたらした近代化遺産（日本一の集積）に特徴づけられます。

また、平戸藩の御用窯であった「三川内焼」、「黒島天主堂」に代表されるキリスト教関連建築、北部エリアの炭鉱遺跡、戦後のアメリカ軍駐留の影響を受けた「佐世保バーガー」に代表される食文化など、様々な文化資源が混在しているのも本市の特徴と言えます。

近年それらの文化遺産は、世界遺産（平成30年「黒島の集落」）、日本遺産（平成28年「鎮守府・三川内焼」）認定、国重要文化財指定（平成25年「針尾送信所」）という形で、対外的な評価を得るとともに、世界的なジャズプレイヤーやダンサーを輩出するなど、本市の有する多様な文化にも光が当たりはじめています。

2 旧計画期間における本市の取組

「旧計画」においては、その重点プロジェクトとして、平成4年にはじまり「ふるさと夢大学」や「佐世保JAZZ」、「童謡コンクール」や「YOSAKOIさせば祭り」、「ふるさと自然の会」などの活動を支援した「ふるさと創生事業」に続く、以下に示すような様々な人材育成事業に取り組みました。



「文化のひとづくり事業」、「新進芸術家国内研修支援事業」から派生した「させば文化ウィーク」、「させば文化マンス」は、当初、行政からの声かけではじまったものの、近年公募に応じた市民文化団体が作りあげる一大文化イベントへと成長しました。

市内全小学校5年生を対象とした「子どものための音楽鑑賞体験教室」は、開催から11年を数え、多くの子どもたちに、プロのオーケストラを体験できる環境を提供してきました。

佐世保市児童管弦楽団を母体として発足した「アルカスSASEBOジュニアオーケストラ」は、九州内でも珍しい子どものための質の高いオーケストラ人材育成事業として、アルカスSASEBOを特徴づける取組となっています。

本事業を含みアルカスSASEBOを運営する(公財)佐世保地域文化事業財団は、20年の取組の中で、地方都市において困難な独自の事業展開に挑戦し、利用者の高い支持を得ています。

島瀬美術センターにおいては、平成25年に専門性を持った学芸員を館長に登用し、以降、質の高い特別展の開催を行うとともに、独自の展覧会を数多く企画し、入場者が大きく増加しています。

市民文化ホールは、耐震工事と合わせ、創建当時の姿へと復元的な改修を行い、平成28年にリニューアルオープンしました。

開館以降、55年に渡り、文化発信拠点として市民に親しまれてきた佐世保市民会館は、平成29年、老朽化により閉館しました。

また、教育委員会との市長部局の役割分担が曖昧であった文化事業と、文化施設運営について、整理を行い、平成30年から、市長部局に文化事業を集約し、事業間の連携を含めより効果的で効率的な文化政策の展開に着手しています。



参考：佐世保市文化関係年表

凡例：■...文化施設関連、△...文化事業関係、□...計画関係、○...組織関係

年	主体		
	国	市	民間
1923	凱旋記念館（現：市民文化ホール）開館		
1948		△ 佐世保美術展 第1回開催	
1949	社会教育法 制定		
1950	文化財保護法 制定		
	図書館法 制定		
1951	博物館法 制定		
1954		■ 市文化科学館 開館	
1961			○ 佐世保美術振興会 結成
		△ 第1回佐世保市民美術展 開催（非公募）	
1962		■ 佐世保市民会館 開館	
1964			○ 佐世保市民管弦楽団 発足
1968	文化庁 発足	△ 第1回佐世保市民美術展 開催（以後公募）	
1969			○ 佐世保文化協会 設立
1970		□ 文化財保護条例制定	
		■ 三川内島磁器文化センター 開館	
		□ 三川内焼 国の伝統的工芸品に指定	
1978			
1979			□ 第1回 佐世保市民芸術祭
1981			□ 佐世保文学賞 創設（文化協会）
1982		■ 市民文化ホール、国から市へ移管され改修オープン	
1983		■ 島瀬美術センター 開館	
		■ 体育文化館 開館	
1984			△ 第10回西海アメリカンフェスティバル開催
1988	（ふるさと創生事業（竹下内閣））		
		■ 立神音楽室 改修オープン	
1987		○ 佐世保児童管弦楽団 創設	
1990	生涯学習振興法 制定	□ ふるさと創生基金設置（人材育成・星と海と詩のまつり）	
1991			△ 第1回サンセット99ライブ・サセボ開催（佐世保JAZZ）
1992			■ ハウステンボス 開館（島内美術館 開館）
		○ 市制90周年事業 星と海と詩のまつり	
		○ ふるさと創生事業「させば藝」設立	
1994		■ 新市立図書館 開館	
1996		○ 企画調整部 文化交流課（新設）（社会教育課文化係より）	
1997		■ 市民文化ホール、国登録有形文化財	
1999			○（財）佐世保地域文化事業財団設立
2001	文化芸術振興基本法 制定	■ アルカスSASEBO 開館	
2002		△ 市制100周年記念事業	
		□ 佐世保市文化振興基本プラン 策定	
2008			□ 新美術館建設に関する陳情書 提出
		□ 新美術館建設について長崎県へ要望（継続中）	
		□ 佐世保市文化振興基本計画 策定	
		□ させば文化の人材育成会議 設置（現：文化振興委員会）	
2009		○ 企画部文化振興課（新設）（国際政策課と分離）	
2010			○ 佐世保地域文化事業財団が公益財団に移行
2012	劇場法 制定	○ アルカスSASEBOジュニアオーケストラ結成	
			■ 親和アートギャラリー 開館
2013			○ ハウステンボス歌劇団 発足
		■ 針尾送信所 国重要文化財指定	
	2020年東京オリンピック開催決定		
2015	日本遺産認定制度 開始		
2016		■ 市民文化ホール 日本遺産認定（改修工事完了）	
		□ 日本遺産認定（鎮守府 横須賀・呉・佐世保・舞鶴「近代化遺産」）	
		□ 日本遺産認定（日本磁器のふるさと 肥前「三川内焼」）	
2017	文化芸術基本法 制定（改正）	■ 佐世保市民会館 閉館	
2018		○ 教育委員会から文化振興課へ文化事業移管（島瀬美術センター）	
		○ 教育委員会 文化財課（新設）（社会教育課と分離）	
		□ 黒島が世界遺産登録	
2019	文化財保護法 改正		

第1次計画期間

3 本市の文化行政の課題

ここでは、主にアンケート調査および文化振興委員会での議論をもとに、明らかになった課題を整理します。

市民の文化鑑賞状況

令和元年に実施した「佐世保市の文化振興に関する市民アンケート調査」「佐世保市の文化振興に関する文化団体アンケート」によると、ここ1年間における自宅等以外での文化・芸術鑑賞をした人の割合は全体の51.6%でした。また、鑑賞していないと答えた人38%のうち、鑑賞したいという気持ちがある人は70%で、回答者全体の26.6%が「文化・芸術を鑑賞したいのに鑑賞できていない」という実態が明らかになりました。

その理由については、「時間的余裕がない(55%)」、「文化・芸術に興味がない(21.6%)」、「費用がかかる(20.5%)」という解消が難しい問題がある一方、「魅力ある催しがない(25.2%)」、「会場まで遠い(16.5%)」、「鑑賞できる時間帯に催しがない(10.5%)」といった鑑賞提供者側の工夫によって解決が図れるものもありました。

市民の文化活動状況

また、ここ1年間で文化・芸術活動を行った人の割合は18.5%でした。活動していないと回答した65.4%のうち、活動したいという意向のある人は68.7%で、回答者全体の44.9%は「文化・芸術活動を行いたいに行なえていない」と言えます。

その理由については、鑑賞と同様「時間的余裕がない(52.5%)」が一番の理由である一方、「情報が入手できず、どんな活動があるのかわからない(22%)」、「一緒に活動できる人がいない(16%)」、「魅力ある活動がない(16%)」などがあげられています。

さらに、団体としての活動上の課題としては、「会員拡大(後継者不足)」が66%と最も多い一方、「見学要請や出張・出演依頼についての興味がある」と回答した団体も全体の65%と、適切な情報提供や広報、マッチングやネットワーク化などの支援が求められている実態がわかりました。

市主要文化施設の利用状況

市主要文化施設の利用状況については、「ここ一年間の間に一度以上利用した人の割合」が、アルカスSASEBO(41.4%)、島瀬美術センター(27.2%)、市民文化ホール(9.3%)と、市民全体に開かれた施設としては、改善の余地があり、また利用しない理由については、いずれの館も95%前後が「利用の必要や機会がない」との回答で、より魅力ある事業展開や、広報、施設の利用しやすさに改善、工夫の余地があると言えます。

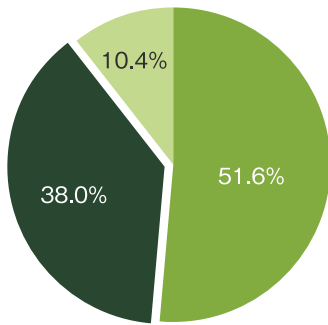


市民の文化鑑賞・活動状況についての課題を総括すると、「鑑賞・活動」をやりたくてもできない人に対し、その要因を取り除いていくことが求められていると言えます。

文化・芸術鑑賞状況

(過去1年間)

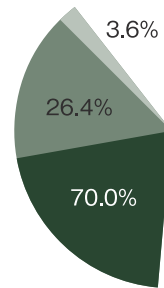
■ 鑑賞した ■ 鑑賞していない ■ 無回答



「鑑賞していない」と回答した方のみ質問



■ 鑑賞したいけどできない ■ 鑑賞するつもりはない ■ 無回答

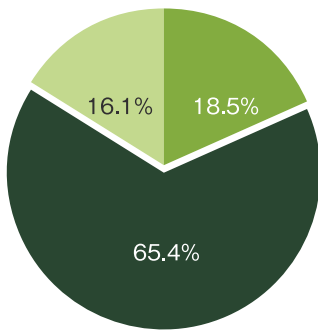


回答者全体のうち「鑑賞したいけどできない」と答えた方の割合 ▶ 26.6%

文化・芸術活動状況

(過去1年間)

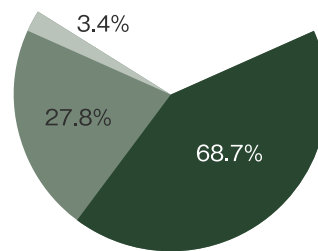
■ 活動した ■ 活動していない ■ 無回答



「活動していない」と回答した方のみ質問



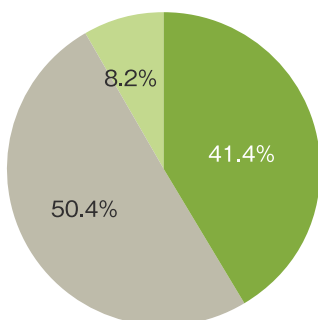
■ 活動したいけどできない ■ 活動するつもりはない ■ 無回答



回答者全体のうち「活動したいけどできない」と答えた方の割合 ▶ 44.9%

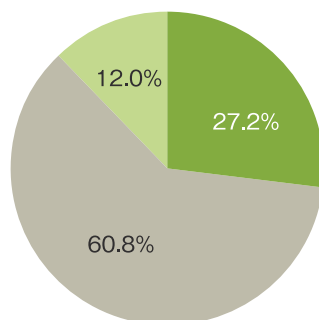
市主要文化施設利用実態

■ 利用した ■ 利用していない ■ 無回答



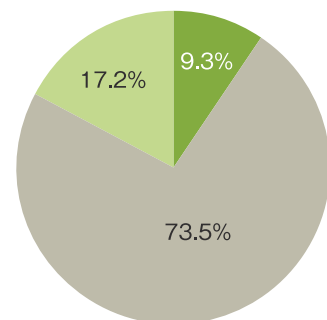
アルカス SASEBO

■ 利用した ■ 利用していない ■ 無回答



島瀬美術センター

■ 利用した ■ 利用していない ■ 無回答



市民文化ホール

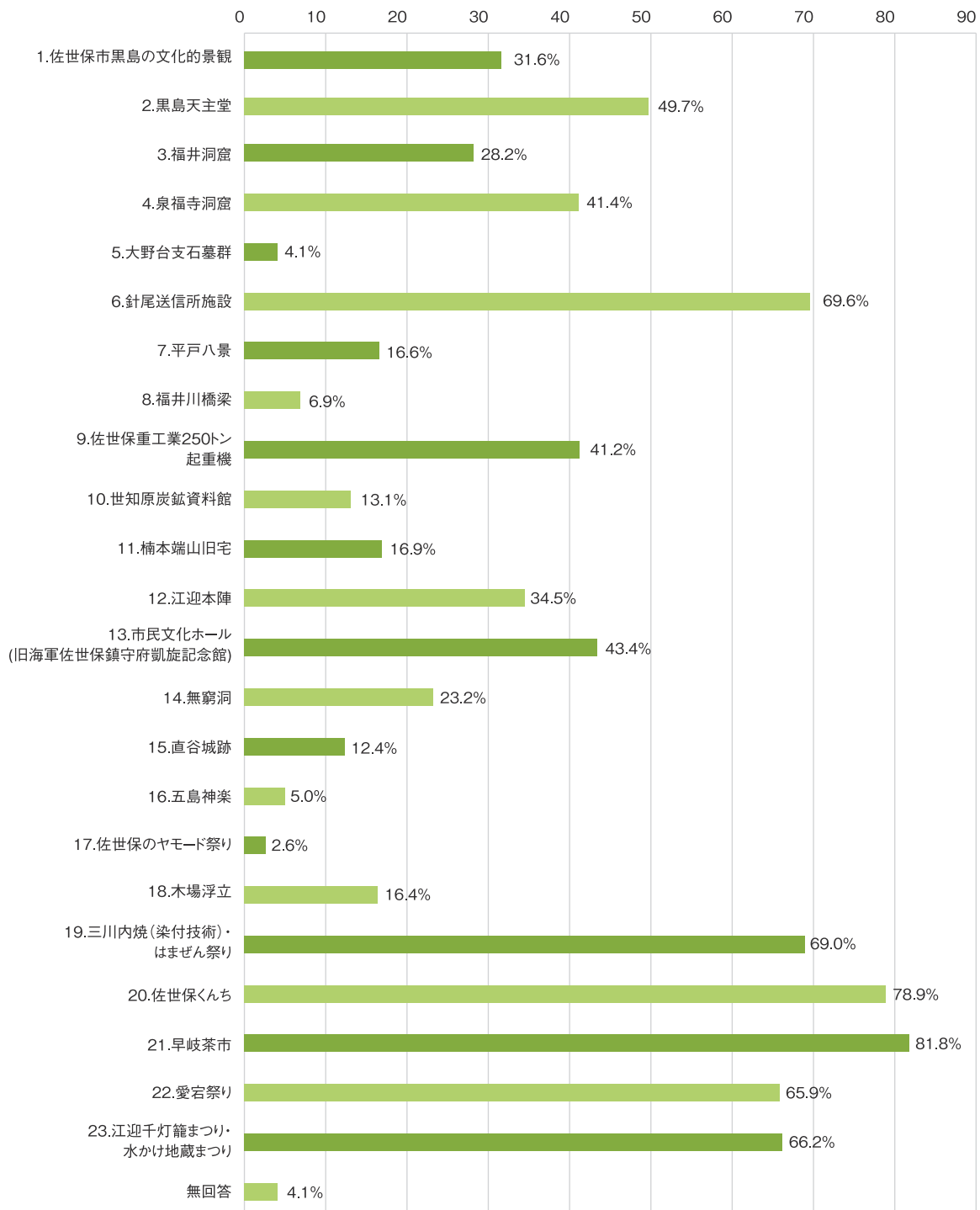
市民の文化資源の認知度

本市には、文化財や伝統行事、イベント、施設など数多くの文化資源があり、それをより深く知り、親しみ、活かすことは、市民の誇りや生きがいを育むとともに、福祉や観光振興など多くの社会課題に取り組む際のツールとなります。

一方、アンケート調査によれば、それら文化資源の認知度には大きなバラつきがあり、全体的にもまだまだ認知度が高いとは言えない状況です。地域が育んできた文化資源は、もっと市民の財産として、知って、活用してもらえるような方策が求められています。

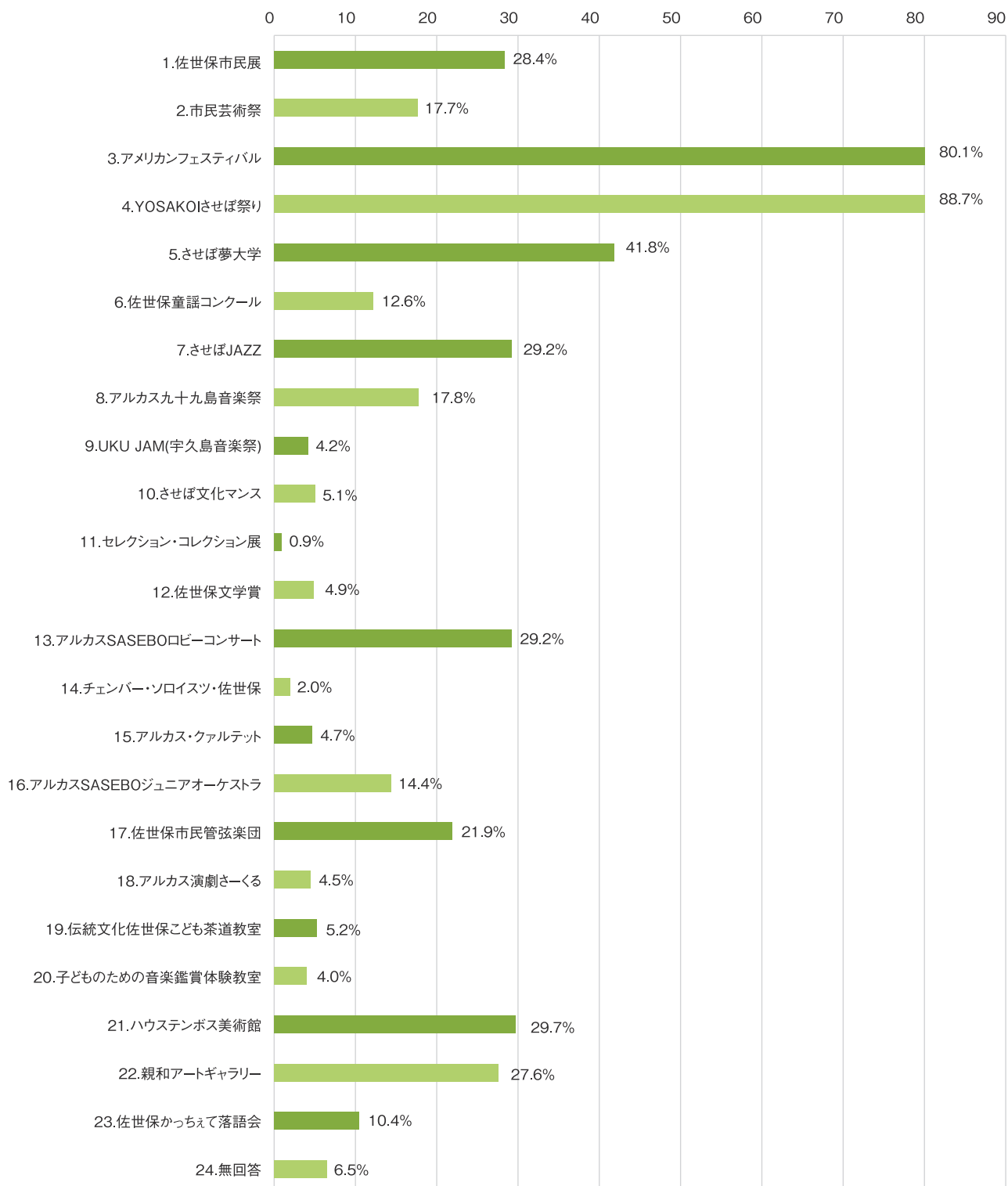
文化財・伝統行事の認知度

※複数回答



文化イベント・文化資源の認知度

※複数回答



文化振興委員会で議論された課題

文化振興委員会の中では、アンケートの調査結果以外にも以下の課題が議論されました。



三文化施設の運営方法の検討

市主要文化施設については、直営や指定管理といった施設毎に異なる運営形態について再考の余地があると言えます。施設管理者の見直しも含め、施設の効果的かつ効率的な運営方法について検討が必要です。



文化施設のハード面のあり方検討

市主要文化施設は、それぞれ建設から約20年（アルカスSASEBO）、約35年（島瀬美術センター）、約100年（市民文化ホール）が経過し、安全面、運営面上の課題を抱えており、市として新施設の建設が困難である以上、適切な改修が求められています。

特に島瀬美術センターについては、長崎県へ要望を続けている県立美術館分館の動向と整合を図っていく必要があります。

これまで検討されてきた博物館構想や埋蔵文化財センター施設の設置について研究を行いつつ、施設の老朽化がみられる展示施設については、各館近隣にある本市施設への複合化を含め、資料の展示、収蔵、管理のあり方を検討していく必要があります。
佐世保市教育振興基本計画（第3期）より再掲



持続可能な文化活動の研究

文化団体に対するアンケート調査では、多くの団体の活動維持が困難となってきた傾向がわかりました。その背景には、少子化、高齢化という容易には解決しがたい課題があるものの、存続の意思のある団体に対しては、その未来の担い手に向け適切に活動や団体の存在を伝える方法や、より効率的な団体運営方法などについて研究していく必要があります。



文化振興財源確保の検討

少子化や高齢化、人口減少の局面において、市全体の財源不足が見込まれる中、これまで本市文化人材育成事業の原資となってきたふるさと創生基金はこのままのペースで支出を続けると、計画期間中に枯渇することが予想されています。

アルカスSASEBOを運営する（公財）佐世保地域文化事業財団においては、安定した経営のためには、より広域圏におけるファンづくりや、多様な支援者づくりが求められています。

文化活動を行う団体にとっては、活動資金が大きな課題で、全国的にファンドレイジングという手法が注目されています。

文化活動を行うそれぞれの主体が、いかにその財源を確保していくのか、検討が求められています。